

## 仕 様 書

公益社団法人福島相双復興推進機構  
(福島相双復興官民合同チーム)

### 1. 件 名

福島原子力発電所事故により被災された事業者に向けた事業再開・再生支援・事業承継支援、および新規創業等に必要な取組に係る支援、支援対象事業者への自立経営維持支援等、相談型支援事業における業務運用支援

### 2. 業務目的

福島相双復興官民合同チーム（以下、「機構」という）は、2015年8月24日に発足し、福島原子力発電所事故に伴い避難指示等の対象地域となった福島県内12市町村において、当時事業を営まれていた事業者または震災後に新たに創業・進出される事業者に向けて、官民が一体となり事業・生業・生活の再建等の支援に取り組んでいる。

震災後、第1期復興・創生期間を経て、福島相双地域の復興は未だ道半ばとの認識のもと、第2期復興・創生期間（2021～2025年度）に入り、2021中期経営計画を策定し将来の相双地域のあるべき姿や貢献領域を掲げ、個別訪問事業、事業再開・再生支援事業、復興・創生事業の対応を継続している。また、沿岸漁業の本格操業開始に伴い、2021年5月より浜通り地域等（12市町村並びにいわき市、相馬市及び新地町をいう。）における水産関係の仲買・加工業者を営む方々への支援にも新たに対応している。

本業務では、専門的かつ高度な知見・経験等を有するコンサルタントによる運用支援・業務設計支援等（以下、「コンサルティング支援」という）を通じ、2021中期計画達成に向け、2025年度における事業者支援グループにおける各業務を円滑かつ効率的に遂行すること、ならびに機構職員のナレッジ向上に寄与すること等を目的とする。

### 3. 業務内容

#### ① 中期計画達成に向けた戦略策定および実行フォロー

中期計画の確実な達成に向け、これまで確立してきた実効性のあるスキームの運用と業務品質の向上が不可欠である。

特に「事業者の自立経営維持」については、支援を通じた事業者の特性を把握したうえで、緻密な戦略策定・実効性のある計画策定等とその実行が必要となる。また、支援事業者の健全な事業・生活継続に向け、事業継続の停滞や悪化が進まないように事前に対策を打つことが求められる。そのうえで、帰還困難区域（特定復興再生拠点区域を

含む)が残る富岡町、大熊町、双葉町、浪江町(以降「中4町」という)の事業者における帰還・進出プロセスを、個者ごとに見極め、適切な支援策の検討と実行が重要となる。また、昨今の情勢下における原材料高騰等の影響に伴う資金繰りリスク等については引き続き注視していく必要があり、行政の動きなど最新の情報収集に基づく適切な対応について、見極めていくことが重要となる。

なお、具体的な実施事項は以下のとおりとするが、新たな事項については双方協議の上、実施すること。受託者は、本契約に基づく業務を、原則として週に2日程度、委託者の指定する事務所に駐在して実施するものとする。駐在日は、委託者と受託者の双方の合意により調整する。駐在日以外については、遠隔会議システム等を用いて、委託者との打ち合わせ及び業務の実施を行うものとする。

(ア) 支援マネジメント体制における支援

- a. 各ステージ整理後の定着ならびに整流化への課題解決支援

(イ) 中4町帰還促進・定着促進支援

- a. 帰還困難エリアである中4町を中心とした帰還・進出予定事業者への重点支援における支援施策の検討・実施ならびに帰還・進出済み事業者への経営維持に向けた支援施策の検討とその実施

- b. 国・県・町等への支援における政策提言の課題整理と共通課題の企画立案

(ウ) 進出予定等の事業者への支援強化

- a. 事業者マッチングに向けた対応の助言・サポート
- b. 事業者を取り巻く社会経済動向や地域事情の分析及びそれを踏まえた助言・サポート

(エ) 施策提言に向けた実行支援

- a. 状況に応じた支援施策の企画提言と実行支援

② 水産販路等支援に関するフォロー

福島県の漁業における試験操業が2021年3月に終了し本格操業への移行期間に入ったことを踏まえ、浜通り地域等15市町村の水産関係の仲買・加工業者等に対し、事業・経営状況の改善や、販路の開拓・拡大等に向け、より一層の重点的な支援を実施。受託者は、本契約に基づく業務を、原則として週に2日程度、委託者の指定する事務所に駐在して実施するものとする。駐在日は、委託者と受託者の双方の合意により調整する。駐在日以外については、遠隔会議システム等を用いて、委託者との打ち合わせ及び業務の実施を行うものとする。

(ア) 水産関係の仲買・加工業者等に対する支援の拡充や成果創出に向けた施策の立案および実施と効果計測

(イ) 海外への販路開拓支援検討に向けた市場調査、施策検討の実施

#### 4. 要 件

- ✓被災地の事業者向けに事業の再開や再生の支援に社員が従事、またはこれらに関する専門的知見を有すること。また、それらについて公的機関又は官民共同事業等への助言や連携等の経験を有すること。福島県において支援活動を行っていれば尚可。
- ✓事業者支援グループの支援事業・業務計画の実現及び確実な達成に向け、具体的な助言等を適切に実施できること。
- ✓当該事業では地域の事業者の課題解決にむけたコンサルティング支援実施後に、案件に応じ、それら課題に適した各領域の専門家を紹介し支援を継続する可能性も鑑み、当該地域における各種（組織・人的・情報等の）ネットワークや知見を有すること。

#### 5. 期 間

2025年4月1日（火）～2026年3月31日（火）

上記期間と業務委託契約書の期間が異なる場合は、業務委託契約書による。

#### 6. 成果物と評価体制

##### ✓「月次報告」

受託者は、当仕様書3. 業務内容①～②に対する各種対応依頼について、原則として毎月1回、機構に対して成果物（電子媒体）の報告を行う。機構は、受領した成果物をもとに、品質面・工程面などを総合的に勘案したうえで、各業務内容に対する評価を行い、必要に応じて是正・追加などの指示を行う。

##### ✓「年度最終報告」

受託者は、機構へ最終報告案を事前提出のうえ、機構からは是正・追加などの指示を受け、是正追加など指示事項を含め完了させたものを成果品として納品（電子媒体）するものとし、当仕様書5. 記載の期間に関わらず、以上の納品をもって本業務が完了するものとする。

#### 7. その他

- ✓本事業の実施にあたり機構内の業務遂行指揮者・実務対応担当者等と十分な協議を実施し、また、機構側からの指示に応ずるとともに、知見・経験・視点等を駆使した能動的な提案を実施のこと。
- ✓本事業の実施途中において予期せぬ問題・事故等が発生の場合には、速やかに機構に報告するとともに、委託先の責任において、その解決に努めること。

✓その他、不明な点がある場合には、機構に問い合わせること。

以 上